

広島県で働いている調理師の皆様へ

調理業務に従事している調理師は、調理師業務従事者届を提出することが義務づけられています。

1 届出対象者

令和6年12月31日現在、次の施設で調理業務に従事している調理師 ※免許証をお持ちの方
寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設等、多数人に飲食物を調理して供与している施設
飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、その他

2 届出内容

調理師業務従事者届(裏面)のとおり

3 届出期限

令和7年1月15日(水曜日)【必着】

電子申請 QR コード



4 届出方法及び届出先

スマートフォン、パソコンの利用が可能な方は、オンライン申請をお願い致します。

電子申請専用 URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=21657

持参又は郵送により、提出される場合は、別紙を次の就業地の市町担当部署に届出

※受付時間は、午前8時30分～午後5時(土曜日、日曜日、祝日、閉庁日を除く)

機 関 名	所 在 地	機 関 名	所 在 地
広島市保健所	〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27	庄原市 〔保健医療課〕	〒727-8501 庄原市中本町 1-10-1
東区分室	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町 9-38	大竹市 〔保健医療課〕	〒739-0692 大竹市小方 1-11-1
南区分室	〒734-8522 広島市南区皆実町 1-5-44	東広島市 〔医療保健課〕	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29
西区分室	〒733-8530 広島市西区福島町 2-2-1	廿日市市 〔健康福祉総務課〕	〒738-8512 廿日市市新宮 1-13-1
安佐南区分室	〒731-0193 広島市安佐南区古市 1-33-14	安芸高田市 〔健康長寿課〕	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791
安佐北区分室	〒731-0292 広島市安佐北区可部 4-13-13	江田島市 〔保健医療課〕	〒737-2297 江田島市大柿町大原 505
安芸区分室	〒736-8501 広島市安芸区船越南 3-4-36	府中町 〔環境課〕	〒735-8686 安芸郡府中町大通 3-5-1
佐伯区分室	〒731-5195 広島市佐伯区海老園 2-5-28	海田町 〔健康づくり推進課〕	〒736-8601 安芸郡海田町南昭和町 14-17
呉市保健所 〔生活衛生課〕	〒737-0041 呉市和庄 1-2-13	熊野町 〔生活環境課〕	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝 1-1-1
竹原市 〔健康こども未来課〕	〒725-0026 竹原市中央 3-14-1	坂町 〔保険健康課〕	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1
三原市 〔保健福祉課〕	〒723-8601 三原市港町 3-5-1	安芸太田町 〔健康福祉課〕	〒731-3622 山県郡安芸太田町大字下殿河内 236
尾道市 〔健康推進課〕	〒722-0017 尾道市門田町 22-5	北広島町 〔保健課〕	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234
因島総合支所 〔健康推進課〕	〒722-2392 尾道市因島土生町 7-4	大崎上島町 〔保健衛生課〕	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 4968
福山市保健所 〔総務課〕	〒720-8512 福山市三吉町南 2-11-22	世羅町 〔健康保険課〕	〒722-1112 世羅郡世羅町大字本郷 947
府中市 〔市民課〕	〒726-8601 府中市府川町 315	神石高原町 〔保健衛生課〕	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 1701
三次市 〔市民課〕	〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1	広島県 〔健康づくり推進課〕	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 (082)513-3214

調理師業務従事者届

ふりがな		男	・	女	年	齢	歳
氏名							
住所	〒 都道府県						
電話番号							
業務従事施設について、下の1～12のうち、該当する番号に○を付けてください。							
1	寄宿舎・寮	学生又は労働者を寄宿させる施設（社員寮、学生寮等）					
2	学校	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校等、学校給食センター					
3	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院(20人以上の患者を入院させる施設)					
4	事業所	会社・工場・事業場・官公署等の食堂等					
5	社会福祉施設	保護施設、児童福祉施設(保育所、乳児院等)、老人福祉施設(特別養護老人ホーム等)、身体障害者福祉センター等					
6	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設					
7	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所					
8	飲食店営業	飲食店、仕出屋、弁当屋、ホテル、旅館、民宿等					
9	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設					
10	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業施設					
11	複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業又は麺類製造業に係る食品を製造する営業施設					
12	その他	多数の人に対して飲食物を調理して供与する施設で1～11のどれにも該当しないもの（自衛隊、有料老人ホーム、一般給食センター、診療所等）					
調理師名簿登録	登録を受けた都道府県名				登録番号	第 号	
	登録年月日	昭和	平成	年	月	日	
業務に従事する場所・勤務地等	名称						
	所在地						
	電話番号						

調理師法により、平成6年度から2年毎に、調理業務に従事している調理師は、調理師業務従事者届を提出することが義務づけられています。

食の外部化とともに、急速に高齢化が進展する社会にあつては、食の安全の確保、健康に配慮した食事や介護食など身体機能に応じた食事の提供、地域の食文化の継承など、飲食店や給食施設において調理師が果たす役割は、大きくなっています。

このため、調理師就業届出の着実な実施により、調理師の就業状況の実態を明らかにし、調理師による地域住民や施設利用者の食生活向上のための取組がますます重要になっています。

ついては、調理師届出制度の趣旨を十分御理解いただき、必ず届出をしてください。

なお、ご提供いただいた個人情報、必要目的以外のことで使用したり、御本人の同意なく、第三者に提供することはありません。